

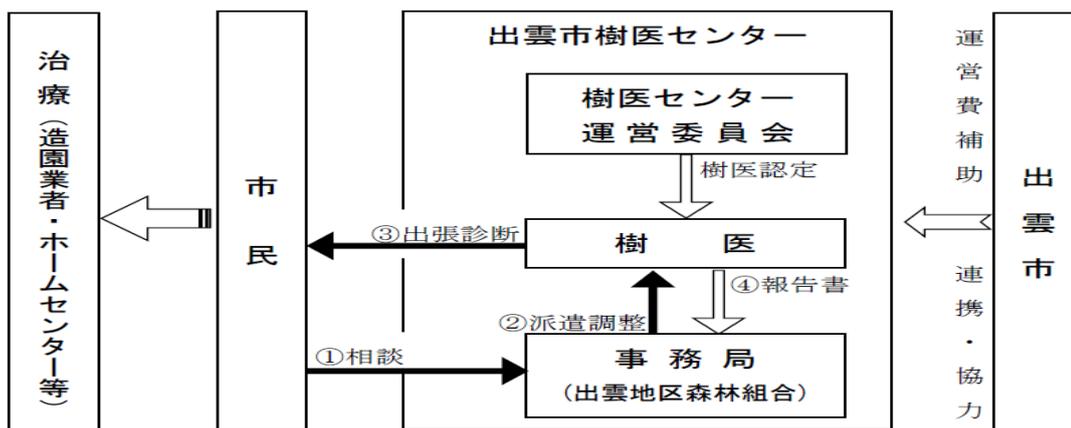
樹医センター運営事業の見直しについて

1. 樹医制度

出雲市樹医制度は、緑豊かな自然と健全な樹木の育成を図り、樹木への関心と愛情が市民の日常生活に深く根ざすことを目的として創設されました。平成元年に林業関係者からなる出雲市樹医制度検討会による制度検討ののち、最初の樹医認定を行い、平成2年から活動を開始しています。

樹医は出雲市樹医センターに所属し、市民からの相談に対して、樹木の病虫害・折傷等の診断及び防除・治療方法等の助言指導を無料で行っています。また、通常の相談対応に加え、イベントで樹医相談コーナーを設置し相談・指導も行っています。

『樹医センター組織図』



2. 年度別事業費、樹医人数、相談件数の推移 (直近の10年間)

年度	事業費 (円)	樹医数 (人)	相談件数 (件)
平成20年度	2, 2 2 8, 0 8 4	7	4 2 7
平成21年度	2, 1 2 0, 6 8 9	7	4 2 2
平成22年度	2, 1 0 3, 5 6 2	7	3 5 2
平成23年度	1, 2 9 1, 3 7 3	5	3 6 0
平成24年度	2, 0 0 0, 0 0 0	4	3 8 9
平成25年度	2, 0 0 0, 0 0 0	4	3 5 9
平成26年度	2, 0 0 0, 0 0 0	6	3 2 8
平成27年度	2, 0 0 0, 0 0 0	6	4 1 5
平成28年度	1, 8 9 7, 7 4 4	5	2 8 1
平成29年度	1, 6 2 8, 7 0 6	5	2 7 7

3. 運営体制変更の経緯

平成22年度に行われたゼロベース評価委員会において、受益者が限定されていることや受益者負担がないこと、また所期の目的が達成されており、行政の役割は終了していること、公費負担は不要であること等が指摘され、制度自体は一定の評価をされつつも市としては廃止すべき事業であるとの判定をいただいています。

これを受けて事業のあり方を検討した結果、樹医制度は存続を望まれているものの、開始から20年以上経ち、社会的にも樹木や森林の大切さが注目されるようになったことから、市民に樹木や自然に関心をもってもらうという所期の目的はある程度達成されたと判断し、平成24年度から事業実施主体を民間（出雲地区森林組合）に移行して、市からは運営費の補助を行うことにしました。

4. 樹医制度見直しに向けた基本的な考え方

樹医制度は「緑豊かな出雲市」の実現に向け、庭や公園木等から感じとる、市民誰もが享受できる「環境緑化」の推進を目指したもので、この考え方は普遍的なものです。

一方、制度発足から30年が経過し、時代の流れにより変化してきた市民意識への対応や、近年問題となった松くい虫被害やナラ枯れ被害もピークを過ぎて終息に向かっている中、新たな緑化推進の手法の構築が求められていることから、従来、市の公共事業として運営してきた樹医制度を他の機関による事業実施に移行するなど、その見直しが必要であると考えます。

① 環境の変化に即した行政手法への変革

- ⇒行財政改革の推進（発足から約30年が経過し、所期の目的を達成）
- ⇒より広範な観点での緑化推進への変革（CO₂の吸収効果や森林資源循環など）

② 新しい市民ニーズへの対応

- ⇒受益者負担の不公平感の是正（事業仕分けによる指摘）
- ⇒相談内容の変化（庭木中心から果樹、ガーデニングなどの相談が増加。診断に加え治療ニーズの高まりへの対応）
- ⇒住環境の変化（日本的庭園を造成する戸数が減少）

③ 民間力の活用

- ⇒樹木医の組織化が進行（樹医を発端に全国で樹木医が制度化され、近年市内でも樹木医で構成する、NPO法人組織が活動するようになった）
- ⇒造園業の発展を促す（治療ニーズに即応できる、造園業界の体制が必要）

5. 見直しに向けた検討結果

運営委員会に於いて下記方策について検討し協議を行い、また、直近の利用者へアンケート調査を行い要望等の意向を確認しました。

- (1) 現行制度を他機関に移管しての事業継続の可能性を探りましたが、それぞれの機関から前向きな回答は得られませんでした。
 - ・ 出雲地区森林組合の単独事業
 - ・ 公的機関への事業移管（島根県緑化センター、県中山間地域研究センター）
 - ・ 民間団体への事業移管
- (2) 運営形態を変えず、受益者負担（診断料等）を求めて制度の継続をした場合、有料による診断結果の責任問題や料金徴収の取扱いなどの問題により断念しました。
- (3) 業務内容を変更し、公共機関からの樹木相談に限定した事業として継続した場合、運営に際して新たに予算が発生すること。ニーズが少ないこと。診断のみで処置は専門業者に委託すること。などから公共機関に特化することを断念しました。
- (4) インターネット等を活用した市民サービスへの移行について

【アンケート調査】

対象者：平成28年度樹医センターを利用した個人236名

回答者：147名（約85%が60歳以上）

主な回答：・ 樹医センターへの相談回数・・・1回（50%）

・ 樹医制度が無い場合の対処・・・民間業者へ相談する（40%）

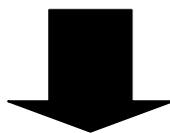
・ 専用HPがあった場合の利用・・・利用する（54%）

・ 診断後の処置について・・・自分または業者に依頼した（71%）

・ 適正な診断料について・・・1回あたり1千円以内（70%）

相談1件当たりの料金（平成29年度）

項目	金額	1件当たり料金	備考
樹医手当関係	1,073,930円	3,900円	月額手当、出動手当、旅費、保険料
センター運営費	554,776円	2,000円	電話料、事務費、需用費
合計	1,628,706円	5,900円	



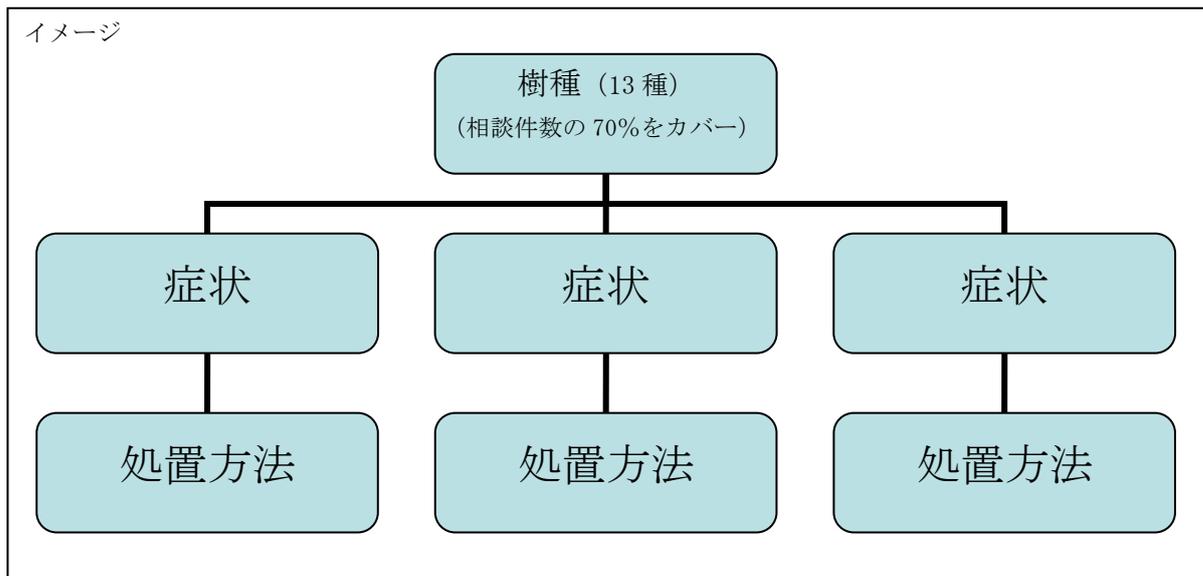
平成30年度末で事業廃止とします。事業廃止に先立ち、ホームページの作成等を実施し、廃止後の対応に備えます。

6. 見直し後のサービス提供について

制度廃止後の対応方策の構築

廃止後の市民相談の受け皿として、①主な樹木の病虫害についてインターネット上で診断できるシステムを構築し、②廃止後の相談窓口となる造園業者を紹介します。

①主な樹木の病虫害についてインターネット上で診断できるシステムの構築



※樹木診断システム（概要）

樹医制度発足後、約30年間で蓄積された診断結果等を基に、主な樹種、病虫害を判定できるシステムを作成し、ホームページ上で公開します。

樹種を選択⇒症状⇒処置方法と画面が展開するシステムで、樹医又はNPOしまね樹木医会に監修を依頼します。

※インターネットの利用が困難な方への対応

ホームページと同等の内容の冊子を作成します。

②廃止後の専門的案件の相談窓口となる造園業者の紹介

樹医センター閉所後、下記の条件で市民対応が可能な市の指名業者を掲載します。

- 樹木について専門知識を有し、相談を含めた処置に対応できる。
- 処置に係る薬剤及び機材が確保できる。
- 見積書の作成が迅速に対応できる。

※樹木剪定業務指名入札登録業者14社のうち8社が対応可能

③今後検討する新たな市民サービス

- ・NPO法人樹木医会との連携による、緑化、樹木に関する市民学習講座を開催します。

- ・緑化や森林に関する専門家と市民や森林ボランティア団体、学校関係者、PTA等をつなぐマッチング事業（森の人材バンク）の新設をします。

7. 市民への周知

- ・広報いずも及び市ホームページにより、事業廃止に伴うインターネット樹木診断システム、協力造園業者について周知します。

ホームページイメージ1

出雲市農林水産部森林政策課



MENU

- ◆ トップページ
- ◆ 松くい虫被害とは?
- ◆ 松くい虫被害の防除方法
- ◆ 出雲市の松くい虫対策
- ◆ 出雲エネルギーセンターへの庭松等の被害木搬入について
- ◆ 松くい虫Q&A
- ◆ 出雲市森林再生等基本方針
- ◆ リンク集
- ◆ 樹木診断
 - > 症状と対処方法
 - > 業者リスト
 - > 広報紙「ずも「街医からのアドバイス」
- ◆ お問い合わせ先

出雲市農林水産部
森林政策課

電話番号: 0853-21-6996
FAX番号: 0853-21-6592
メールアドレス:
shinnn@city.izumo.shimane.jp

トップページ > 樹木診断

樹木診断(症状と対策方法)

クロマツ

ゴヨウマツ

ヒイラギモクセイ

ウメ

サツキ

ツツジ

モチノキ

ウバメガシ

イロハモミジ

マテバシイ

サンゴジュ

ツバキ

カイジカイブキ

樹類	樹種	主な症状
マツ類	クロマツ	葉が赤い 詳細はこちら>
		葉が枯れる 詳細はこちら>
		葉が黄色 詳細はこちら>
		葉が茶色 詳細はこちら>
		葉の変色 詳細はこちら>
		枝の枯死 詳細はこちら>
		枝に白い綿状のものが付着 詳細はこちら>

[ホームページへ戻る](#)

出雲市農林水産部森林政策課
Copyright © 出雲市農林水産部森林政策課. All Rights Reserved.



MENU

- ◆ トップページ
- ◆ 松くい虫被害とは?
- ◆ 松くい虫被害の防除方法
- ◆ 出雲市の松くい虫対策
- ◆ 出雲エネルギーセンターへの庭松等の被害木搬入について
- ◆ 松くい虫Q&A
- ◆ 出雲市森林再生等基本方針
- ◆ リンク集
- ◆ 樹木診断
 - > 症状と対処方法
 - > 業者リスト
 - > 広報いずも「樹匠からのアドバイス」
- ◆ お問い合わせ先

出雲市農林水産部
森林政策課

電話番号: 0853-21-6996
FAX番号: 0853-21-6592
メールアドレス:
shinrin@city.iizumi.shimane.jp

トップページ > 樹木診断

樹木診断(症状と対策方法)

- クロマツ
- ゴヨウマツ
- ヒラギモクセイ
- ウメ
- サツキ
- ツツジ
- モチノキ
- ウバメガシ
- イロハモジ
- マテバシイ
- サンゴジュ
- ツバキ
- カイヅカイブキ

葉が赤色

マツ褐斑葉枯病(かっぱんはがれびょう)

症状・被害

病原菌は糸状菌(カビの仲間)の1種で、学名はLecanosticca acicola(レカノスティカアキコーラ)です。山林に自生するクロマツ・アカマツでは、発生は未確認です。芽摘など手入れの行き届いた庭園木のクロマツでのみ発生を確認しています。

8月中旬から針葉上に黄褐色の斑点が生じ、のちに斑点部から葉先にかけ灰褐色の枯れが発生します。

針葉の褐変や病葉の落葉のため、本病の被害は発病翌年の3~4月頃がもっとも目立ちます。被害が激しいと木全体が枯れたように見えることがあります。

伝染

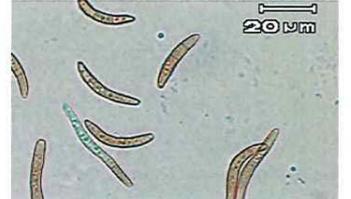
前年発病した針葉上に形成された胞子によって伝染します。伝染時期は6~9月頃で、主には多湿な条件の続く梅雨時期です。

防除

伝染源となる発病葉・病落葉を取り除き廃却処分します。

芽摘や枝の剪定は控え、また施肥を行い木の病気に対する抵抗力を高めます。

この病害防除の登録の薬剤はありません。なお、本病と併発する「葉ふるい病」があります。この病気には防除薬剤(銅水和剤500または1000倍、商品名ドウグリーン・キノンドー)があります。葉ふるい病の防除目的で、この薬剤を散布すると、本病の発生も抑制されます。



ページトップへ戻る